

資料 柏市環境審議会規則

柏市環境基本条例（抜粋）

（環境審議会の設置等）

第 24 条 環境基本法第 44 条の規定により，環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため，市長の附属機関として，柏市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

< 第 2 項以下及び第 25 条 省略 >

（部会）

第 26 条 審議会は，臨時又は専門の事項を調査審議するため，部会を置くことができる。

2 部会の委員は，審議会の委員その他の者のうちから市長が指名し，又は委嘱する。

3 部会の委員の任期は 2 年以内で市長が必要と認める期間とし，その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前条第 2 項ただし書及び同条第 3 項の規定は，部会の委員について準用する。

柏市環境審議会規則（抜粋）

（部会）

第 4 条 条例第 26 条第 1 項の規定により臨時又は専門の事項を調査審議する部会（以下「部会」という。）を置くことができる場合は，会長又は在任委員の 3 分の 1 以上の者から部会の設置の申出がある場合であって，審議会が必要と認めるときとする。

2 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き，部会の委員の互選により定める。

3 部会長は，部会の会務を総理し，部会を代表する。

4 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代理する。

5 部会の会議及び議事は，審議会の会議及び議事に準じて行う。

6 部会長は，部会における調査審議の結果を審議会の次の会議において報告しなければならない。